第86号議案

新城市企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正 新城市企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例 を次のように定めるものとする。

平成29年8月29日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する 条例

新城市企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例(平成20年新城市条例第35号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例

第1条中「第6条第1項に」を「第6条第1項の規定に」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第5条第5項」を「第4条第6項」に、「法第6条第1項」を「法第5条第1項」に、「第5条第2項第2号」を「法第4条第2項第1号」に、「同意集積区域」を「促進区域」に改める。

第2条中「同意集積区域」を「促進区域」に、「第5条第2項第5号の業種に属する事業を行う法第14条第3項」を「第13条第4項又は第7項」に、「第15条第1項」を「第14条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)」に、「を受けた者」を「及び法第24条の確認を受けた者(地方公共団体を除く。)」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」に、「第3条」を「第2条」に改め、「係る固定資産税」の次に「(省令第3条第2号に定める

課税免除をするものに限る。)」を加え、「(省令第5条第2号に定める課税免除を

附則

する場合に限る。)」を削る。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号。以下「改正法」という。) 附則第3条第1項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画又は同条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に従って同意集積区域内に事業を行うために設置した施設に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

(新城市企業立地奨励条例の一部改正)

3 新城市企業立地奨励条例(平成17年新城市条例第164号)の一部を次のよう に改正する。

第7条第2項第1号ア及びイ中「新城市企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」を「新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」に改める。

(新城市企業立地奨励条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の新城市企業立地奨励条例第7条第2項の規定は、改正法による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「新法」という。)の規定に基づき承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って促進区域内に事業を行うために施設を設置した事業者であって、奨励措置の認定を受けたものに対する立地奨励金の交付について適用し、改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「旧法」という。)の規定に基づき承認を受けた企業立地計画に従って同意集積区域内に事業を行うために施設を設置した事業者であって、奨励措置の認定を受けたものに対する立地奨励金の交付については、なお従前の例による。

(新城市中小企業者事業基盤強化等奨励条例の一部改正)

5 新城市中小企業者事業基盤強化等奨励条例(平成28年新城市条例第34号)の 一部を次のように改正する。

第3条第5号中「新城市企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」を「新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」に改め

る。

(新城市中小企業者事業基盤強化等奨励条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の新城市企業立地奨励条例第3条の規定は、新法の規定 に基づき承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って促進区域内に事業を行うため に施設を設置した中小企業者の奨励措置の認定要件について適用し、旧法の規定に 基づき承認を受けた企業立地計画に従って同意集積区域内に事業を行うために施設 を設置した中小企業者の奨励措置の認定要件については、なお従前の例による。

理由

この案を提出するのは、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び 活性化に関する法律の一部改正に伴い、地域経済牽引事業のための施設等に係る固定 資産税について課税免除をする等のため必要があるからである。